

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の 2 第 3 項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の 2 第 1 項及び第 5 項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の 2（特定免許情報の記録の申請）、 第21条の 4（特定免許情報の記録）、第21条の 6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）、第31条の 4 の 2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：北信運転免許センター、東信運転免許センター、中南信運転免許センター又は飯田警察署
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：